現 行 改正案

(市町村が処理する事務の範囲等)

(市町村が処理する事務の範囲等)

の左欄に掲げる事務(2以上の市町村の区域に 係るものを除く。)は、それぞれ同表の右欄に 掲

Rるものを除く。)は、それ Bげる市町村が処理すること	
事務	市町村
$1 \sim 4$ 一略一	一略一
, ,	山形市
めの規則に基づく事務	H 10.111
のうち次に掲げるもの	
$(1)\sim(8)$ 一略一	
(9) 法第34条の3第	
2項の規定による障	
害児通所支援事業及	
び障害児相談支援事	
<u>業</u> (第11号から第13号	
までにおいて「障害児	
通所支援事業等」とい	
う。) の届出の受理	
(10) 法第34条の3第	
3項の規定による届	
<u>け出た事項の変更の</u>	
届出の受理	
(11) 法第34条の3第	
4項の規定による障	
害児通所支援事業等	
の廃止等の届出の受	
<u>理</u>	
(12) 法第34条の5第	
1項の規定による <u>障</u> 実児通所支援事業等	
<u> </u>	
を 1 7 4 に 対 9 る 報 告 の 要 求 並 び に 質 問	
日の安水並びに貢向 及び立入検査	
人 立八侯县	
<u>(13)</u> 法第34条の6の	

第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表 第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表 の左欄に掲げる事務(2以上の市町村の区域に 係るものを除く。) は、それぞれ同表の右欄に 掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
$1 \sim 4$ 一略一	一略一
5 法及び法の施行のた	山形市
めの規則に基づく事務	
のうち次に掲げるもの	
(1)~(8) -略-	
<u>(9)</u> 法第34条の5第	
1項の規定による <u>障</u>	
害児通所支援事業又	
は障害児相談支援事	
業(地方自治法第252	
条の22第1項に規定	
する中核市が行うも	
のに限る。次号におい	
て「障害児通所支援事	
<u>業等」という。)</u> を行	
う者に対する報告の	
要求並びに質問及び	
立入検査	
<u>(10)</u> 法第34条の6の	

規定による障害児通	
所支援事業等の制限	
又は停止の命令	
6~49 一略一	- 略-

規定による障害児通	
所支援事業等の制限	
又は停止の命令	
6~49 一略一	_ 略 _

2 一略一

2 一略一